

1 基本情報<共通>

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジンジャン
法人名	特定非営利活動法人じゃんぷ
法人所在地	〒 大田区池上6-24-10
フリガナ	ナカジマトシヒロ
書類作成担当者	中島俊弘
連絡先	電話番号

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

<input checked="" type="radio"/>	福祉・介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)
----------------------------------	---------------------------

2 賃金改善計画について<共通>

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変更される可能性がある。
 - ・ 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- | | |
|-----|--|
| I | 【処遇改善加算】福祉・介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ることを誓約すること |
| II | 【特定加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ることを誓約すること |
| III | 【ベースアップ等加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ることを誓約すること |
| IV | 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること |

(1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計		
①	令和	5 年度の加算の見込額
②	賃金改善の見込額 (右側の額は加算見込額を上回ること)	

(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

①	令和	5 年度の加算の見込額
②	賃金改善の見込額(i-ii) (右側の額は加算見込額を上回ること)	

【記入上の注意】

- ・ (a)には、処遇改善加算の算定により実施される福祉・介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (b)には、特定加算の算定により実施される福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (c)には、本計画書5(1)に記入した福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・ (a)～(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3)加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

・上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き上げないことを右欄へのチェック(✓)により誓約すること

<input checked="" type="checkbox"/>	TRUE	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。
-------------------------------------	------	-----------------------------------

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算に」ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別

3 福祉・介護職員処遇改善加算の要件について

(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法

①処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	
②賃金改善実施期間	
賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/>
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)
	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し
	(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を: 昇給 年一回 賞与 処遇加算が承認された場合は支給する。(46条2項) ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とする (上記取組の開始時期)

(2)キャリアパス要件

- ・ 次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。
加算Ⅲの事業所の場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。	
イ	福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。	
イ	福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び(
	イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)

□	イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。
---	--------------------------

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。	
イ	福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定
	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)
ロ	イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めか

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1) 特定加算のグループごとの配分要件

・	4(1)では以下の要件を確認しており、 オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていい
V	経験・技能のある障害福祉人材(A)の特定加算による平均賃金改善額が、 他の障害福祉人材(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
VI	他の障害福祉人材(B)の特定加算による平均賃金改善額が、 その他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
VII	特定加算による賃金改善の対象とする その他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと
VIII	(A)の職員のうち、 特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、 賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

① 特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	
② 特定加算による平均賃金改善額	
(ア) 特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✓)すること	
(イ) 一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	
(ウ) 特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	
(エ) 要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	
(オ) 配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	
(カ) BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入	
(キ) 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の5	
(ク) 経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以	
(ケ) 本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数	
(コ) 「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由	
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるた <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者 <input type="checkbox"/> その他(

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和	5
経験・技能のある障害福祉人材(A)の考え方	当法人において直接支援業務を10年以上行い、児童発達支援管理責任者を概 (4(1)②で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)	
賃金改善を行う給与の種類 <input checked="" type="checkbox"/>	基本給 <input type="checkbox"/>	
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する 昇給 年一回 賞与 処遇加算が承認された場合は支給する。(46条2項) ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするな (上記取組の開始時期)	

(3)見える化要件について

・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページ への掲載 <input type="checkbox"/>	「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載
<input checked="" type="checkbox"/>	自社のホームページに掲載
その他の方法 による掲示等 <input type="checkbox"/>	事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示
<input type="checkbox"/>	その他(<input type="checkbox"/>)

※その他チェックの場合 () 印

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1)ベースアップ等加算の配分要件

・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない

IX 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(再掲)	
②ベースアップ等による賃金改善の見込額	
福祉 職員・ 介護	i) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額 うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金
	ii) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額 うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金
そ 職の 種他 の	i) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額 うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金
	ii) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額 うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和	5
賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)	<input type="checkbox"/> FALSE
	上記以外 (必ず選択)	<input type="checkbox"/> FALSE
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)	
	<input checked="" type="checkbox"/> TRUE 就業規則の見直し	

具体的な取組内容	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分: 調整手当 国等による処遇改善特例交付金等の支給が見込まれる場合は、別途
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど (上記取組の開始時期)

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>

【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし)

【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」
※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により

区分	
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制
	<input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者
	<input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修
	<input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関
両立支援・多様な働き方の推進 <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度
	<input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置
	<input type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの理
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護口
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳など)
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭
やりがい・働きがいの構成	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有
	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的
	<input checked="" type="checkbox"/> 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有

合理的な理由により期間中の実施が困難な場合
※ 上記のうち、前年度に取組実績がある項目にチェック(✓)すること。

7 要件を満たすことの確認・証明<共通>

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

<input checked="" type="checkbox"/>	加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。
<input checked="" type="checkbox"/>	処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。
<input checked="" type="checkbox"/>	加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。
<input checked="" type="checkbox"/>	キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)
<input checked="" type="checkbox"/>	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反
<input checked="" type="checkbox"/>	労働保険料の納付が適正に行われています。
<input checked="" type="checkbox"/>	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管

令和 5 年 3 月

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修

※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

(2)	処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること
	特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること
	ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること
(3)	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること
(2)	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅰを満たしていること
	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅱを満たしていること
	具体的な取組内容が記入・選択されていること
	処遇改善加算Ⅰを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること
	具体的な仕組みの内容が選択されていること

	法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること
--	----------------------------------

(1)	法人で設定したB:Cの配分比率が要件($B \geq 2C$)を満たしていること
	「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること
	特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと
	Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること
	「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること
(3)	見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること

(1)	介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手
	その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われ
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること

	処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること
	特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること

	必要な項目が全て選択されていること

プ

146-0082

03-5748-0395

福祉・介護職員等
(特定)

変動があり得る。

い。

額を上回ること

算定見込額を上回ること

見込額が、同加算の算定見込額を上回ること

処遇改

(a)

ること。

る賃金改善所要額の総額を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の
]な事情に係る届出書」により届け出ること算定要件を満たすこととする。
上記ただし書きを確認し、賃金下がることについて、その事情を別紙様式5「特別な事情によ

	令和	5	年
手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/>		手当(既存の増額)

賃金規程の見直し

抜き出すこと。

ど明確にすること。

	令和	2	年	4
--	----	---	---	---

ドロップダウンリストから、「令和」又は「平成」を選択できます

る。

)、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

<input checked="" type="checkbox"/>		①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに 定期的に法人内で技術指導等の研修を実施している。(年8回程度) 外部講師指導による技術指導(年6回)
<input checked="" type="checkbox"/>		②	資格取得のための支援の実施 外部研修費用の一部を助成している。

朝に昇給を判定する仕組みを設けている。

<input checked="" type="checkbox"/>		①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
<input checked="" type="checkbox"/>		②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護士
<input type="checkbox"/>		③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価

があった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

ない。

見込額(年額)

上となる者の数

め。

こ求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。

万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断

年 4 月 ~ 令和

ね5年以上努めているもの

手当(新設) 手当(既存)

賃金規程の見直し

部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。

など明確にすること。

令和 2 年 4

↓
ドロップダウンリストから、「令和」又は「平成」を選択できます

内に入力

ない。

基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

改善の見込額(年額)(括弧内は月額)

改善の見込額(年額)(括弧内は月額)

年 4 月 ~ 令和

基本給 FALSE 決まって毎月支払われる

手当(新設) FALSE 手当(既存の増額)

FALSE 賃金規程の見直し

を抜き出すこと。

調整手当を支給する。(第39条2項)

など明確にすること。

令和	3	年	3
----	---	---	---

ドロップダウンリストから、「令和」又は「平成」を選択できます

し、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。))

組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業
)当該期間中の実施が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を充たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限

親のための施策・仕組みなどの明確化

度構築

旨にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

力向上の取組の実施

受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研

)制度等の導入

する定期的な相談の機会の確保

度等の充実、事業所内託児施設の整備

の導入、職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備

等相談体制の充実

配慮

爰、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施

、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

りほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化

員文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備

や作業負担の軽減

々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

の児童・生徒や住民との交流の実施

に学ぶ機会の提供

旨する機会の提供

理由:

確認項目

反し、罰金以上の刑に処せられていません。

、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

していることを誓約します。

27 日

法人名
代表者

特定非営利活動法人じ
職名

正すること。

2 賃金改善計画

3 処遇改善加算

4 特定加算の

昇進後の賃金が年額440万円以上であること

5 ベースアップ等加

当の引上げ)に充てられる計画になっていること

る手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

6 職場環境等要件について

7 要件を満たすこと

	← ○ 要件IV →
--	--

額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を
る届出書」により届け出ますか。

8,458,000 円			
4	月	～	令和
6			
<input checked="" type="checkbox"/>	賞与	<input type="checkbox"/>	その他

その他	(→
-----	---	---

月	<input checked="" type="checkbox"/>	(実施済	<input type="checkbox"/>	(予定
---	-------------------------------------	---	-----	--------------------------	---	----

	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」
--	---------------------------------

	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」
--	---------------------------------

二、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること

加算 I の場合は必ず「該当」

護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

1,635,000 円		
経験・技能のある障害福祉人材(A)		他の障害福
<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
2.0	人	
100.0	:	
68,125 円		
(1,635,000 円)		(

所すること。

年 3 月 (12 か月)

(増額)
 (賞与)
 (その他)

その他 ()

(月)
 (実施済)
 (予定)

()



1,892,000 円		
1,892,000	円	(100.00)
1,892,000	円	
(157,667	円)	*下の5 (P) 賃金改善実施期間を入力すると自動的に入力されます
	円	(0.00)
	円	
(0	円)	*下の5 (P) 賃金改善実施期間を入力すると自動的に入力されます

年 3 月 (12 か月)

(TRUE) 決まって毎月支払われる手当(既存)

(FALSE) 賞与

FALSE その他 ()

やんぶ
理事長

氏名 田中敏視

について<共通>

の要件について

要件について

加算の要件について

<処遇改善加算・特定加算>

の確認・証明<共通>

空欄の場合、先に本シート5（1）「ベースアップ等加算の配分要件」を記入してください。

▶ **要件Ⅳが×の場合、チェックボックスにチェック（✓）が入っていません。**

を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1（実績報告書）2（3）を参照すること。

いいえ、届け出ません

○

年 3 月 （ 12 か月 ）

（)

)

)

該当

○

該当

○

※当該取組の内容について下記に記載すること

証明する資料の例	○
就業規則、給与規程	
給与明細	
勤務体制表、介護福祉士登録証	
資質向上のための計画	
—	
労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
会議録、周知文書	



	○
	○
	○
	○

	○
	○
	○
	○

	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>

	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>

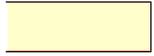
	<input type="radio"/>

	<input type="radio"/>



2

3





要件 V
要件 VI



|



